

東浦町立緒川小学校

いじめ防止基本方針



(最終改訂)
令和7年4月14日

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題です。

いじめは、児童の教育を受ける権利を奪い、心と体の成長や人格形成に深刻な影響を与えます。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、本校の教育目標・経営方針より、以下の重点努力目標を設定しました。

- ア 自己学習力の定着と向上を目指し、学習の工夫と改善を図る。
- イ 個々の学びを深める授業と、関わり合いながら相互に啓発する授業の創造を推進し、児童の学習の両輪としてその充実を図る。
- ウ 児童の思いを真摯に受け止め、いじめや不登校のない、全ての児童に居場所のある楽しい学級づくりに努める。
- エ ボランティア活動や当番活動を通して、他のために自分の力を発揮する喜びや思いやりの心を高める。また、「公共」に進んで参画する意識や態度をかん養する。
- オ 時と場に応じたあいさつや言葉遣いができ、マナーに基づいた行動がとれるなど、周りの人に配慮できる態度の育成を図る。
- カ 児童の確かな育ちを支えるために、保育園・中学校、家庭や地域との連携（パートナーシップ）を更に進める。

これらの重点目標を踏まえて、「いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3ポイントを挙げます。

- ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- イ いじめの防止等に関する取組の強化
- ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係（※1）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とする。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、当該児童が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる苦痛に着目した見極めが必要である。

3 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

① 組織について

ア 「いじめ不登校虐待防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ不登校虐待防止対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

全職員が出席します。

ウ 開催時期について

年3回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること（保護者、地域との連携、警察との連携）

エ P D C Aに関すること（日程・会議の開催時期・取組の見直し）

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。（別紙参照）

4 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

ア 楽しく分かる授業の展開及び道德教育の充実

イ 多様な考えを認め合える温かい学級、学年、学校づくり

ウ 総合学習「生きる」やペア活動における、地域や自然、人とのさまざまな関わりと豊かな体験活動を通じた、絆づくりと児童の自己有用感の向上

エ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の環境整備と「居場所づくり」の実践（「緒川小さいじめチェックシート」の活用 ※別紙参照）

オ いじめを許さない生活・学習規律の構築

カ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。

- ・ すっきりBOX（悩み相談を書いて入れる）設置
- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年5回（5月・7月・9月・11月・2月）
- ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年2回（6月・11月）
- ・ 日常の観察による 随時
- ・ 児童の様子の情報交換による 随時（学年会・毎職員会議後）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 心の健康相談員や子どもと親の相談員の活用
- ・ いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

児童への声かけ・励ましの仕方等の研修会……………（6・10月）

③ いじめに対する措置について

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校虐待防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ いじめがあると判断した場合は、被害児童生徒のケアや支援、加害児童生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、教育委員会・警察・福祉相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。

5 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。

イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

6 学校の取組に対する検証・見直し

①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。

②いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校虐待防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

資料

1 年間計画

学期	「いじめ不登校虐待防止対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【5月上】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【5月下】いじめアンケートの実施・情報交換 【6月上】教育相談の実施・情報交換 【6月下】いじめアンケートの実施・情報交換 【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討	「緒川小いじめチェックシート」の活用（別紙参照） ※毎回職員会後に情報交換を行う 【6月】 児童への声かけについての研修会 【8月】 集団づくりの研修会 【8月】 情報モラル研修会
2 学 期	【9月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【9月】いじめアンケートの実施・情報交換 【11月】いじめアンケートの実施・情報交換 教育相談の実施・情報交換 学校評価の項目及び内容の検討 【12月】学校評価の実施 人権週間の取組内容の検討 【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討	【9月】 夏季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換 【10月】 児童への声かけについての研修会
3 学 期	【1月】学校評価結果の検討と今後の対策 【2月】いじめアンケートの実施・情報交換 【2月】学校評価結果の公表 【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	【1月】 冬季休業中の児童の様子についての情報交換 【2月】 いじめアンケート後の情報交換

2 緒川小さいじめチェックシート

保存版：緒川小 いじめチェックシート（町生徒指導部会資料より）

いじめ撲滅に向けて…以下のような児童がいませんか。（個人の様子）

- 1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
- 2 返事に元気がない。
- 3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
- 4 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- 5 グループにすると、机を離されたり、避けられたりする。
- 6 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- 7 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 8 給食のおかず、デザートなどをあげることを強要される。
- 9 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
- 10 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
- 11 課外の活動などで練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
- 12 急に課外クラブなどを辞めたい、変わりたいと言い出す。
- 13 グループ分けで、なかなか所属が決まらない。
- 14 本意でない係や委員に無理やりに選出される。
- 15 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
- 16 持ち物や教科書、ノート、掲示物等にいたずらや落書きをされる。
- 17 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。
- 18 教師から離れようとせず、何か訴えそうな行動をとる。
- 19 元気がなく、落ち込んでいる。（表情がぐらい、情緒が不安定）
- 20 日記や、自由帳（生活ノート）などに不安や悩みを訴える。
- 21 いやな呼び方（あだ名）をされている。
- 22 放課のボールの片付けなど、「パシリ」にされている。

いじめ撲滅に向けて

…日頃からこんなことに気をつけましょう！（学級の様子）

- 1 「教師の目の届きにくい時間、届かない場所の児童」が見えているか。
始業前
放課中（トイレ）
授業後（課外の着替え・準備）
スポ祭・フェスティバル等の学校行事の前後（準備・片付け）
- 2 黒板はきれいに消されているか。
- 3 黒板の溝にチョークの粉がたまったり床がチョークの粉で汚れたりしていないか。
- 4 掲示物は最新のものになっているか。児童の掲示物に誤字脱字はないか。
- 5 掲示物の四隅はきちんと留められているか。
- 6 掲示物にいたずらはないか。
- 7 背面黒板が、日々管理できているか。（日付・週予定・目標・日直・欠席児童・誤字脱字）
- 8 ロッカーの中及び上は、整理整頓されているか。
名前シールがはがれていないか。
カバンやファイルがはみ出てないか。
配付されたプリント類がたまっていないか。
教科書等の学習用具は置かれてないか。
- 9 掃除道具の整理整頓ができているか。
雑巾は、きちんと洗い、絞られ、かけられているか。
- 10 図書コーナーの本は、整理整頓できているか。
- 11 教室の前面は学習に集中できるようになっているか。
掲示物の配置、配色はどうか。
黒板に、むやみに掲示物や連絡が書かれていないか。
- 12 児童の手作り感が教室環境にあるか。
- 13 先生の机の上、周り、教室前面のロッカー内の整理整頓ができているか。（担任が整理）
- 14 児童の机の横にむやみに物がかかっているか。床に学習道具を置いていないか。
- 15 カーテンはきちんと束ねてあるか。
- 16 ゴミはたまっていないか。
- 17 教室内にゴミが落ちていたり、机が乱雑になったりしていないか。
下校前、児童に机の整理整頓をさせる。下校後、担任が教室環境を確認し、翌日児童が登校したとき整然とした教室でありたい。
- 18 下駄箱の整頓ができているか。（名札が付いているか）
- 19 靴のかかところが踏まれていないか。
- 20 トイレが常に清潔にされているか。
スリッパが整頓されているか。
流しはきれいになっているか。
- 21 教師が時間を守っているか。（読書タイム・放課・授業・掃除・下校時刻）